

議 会

令和元年第2回町議会定例会が、6月4日に開会され、一般質問のほか、令和元年度各会計補正予算、条例改正などについて審議されました。

定例会は、5日に全議案の審議を終了し閉会しました。

令和元年第2回町議会定例会

一 般 質 問

東出議員

- 地域担当職員の活用について
- 町立病院の診療所化に向けた町民への説明などについて

松田議員

- 人づくり振興事業の進学奨励事業について

我妻議員

- 町内の農業や福祉などにおける「人材確保」の取り組みについて

宮下議員

- 子育て支援の充実（特に多児育児、転入者への支援）について
- 町立病院のへき地診療所化・公設民営化について

議 案

令和元年度各会計補正予算

■令和元年度月形町一般会計補正予算（第2号）

- 歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,606万6,000円増額しました。

総額 40億5,585万7,000円

■令和元年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

- 歳入歳出予算の総額をそれぞれ14万7,000円増額しま

した。

総額 4億2,342万1,000円

■令和元年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第1号）

- 収益的収入および支出の総額をそれぞれ742万円増額しました。

総額 5億6,469万7,000円

議 案

条例の改正その他

■月形町税条例の一部を改正する条例の制定について

- 町税の目的税の中に入湯税を加え、本年10月1日から大人一人当たり日帰り50円、1泊150円を課すこととしました。

■月形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

- 令和元年度賦課に係る保険税率の改正を行いました。医療給付費分の均等割（1人あたり）および平等割（1世帯あたり）をそれぞれ3,000円減額とし、課税限度額を地方税法施行令で定める額（58万円から61万円）へ改正したことが主な内容です。

※令和元年度国民健康保険税の税率については本号6ページをご覧ください

■災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 災害援護資金の貸付利率の変更および償還の方法などの要件を緩和しました。

■月形町札沼線代替輸送事業等基金条例の制定について

- 札沼線廃止に伴い、JR北海道からの支援金を代替バス運行などに充てるため基金を設置しました。

■月形町新規就農実習農場設置及び管理条例及び月形町新規就農者等招致促進条例の一部を改正する条例の制

定について

- 北海道農業次世代人材投資事業の要領において、年齢要件が45歳未満から50歳未満への変更に伴い、本町においても年齢要件を緩和しました。

■月形町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

- 本年10月の消費税引き上げに伴い、低所得者の介護保険料を軽減しました。

■国民健康保険月形町立病院事業設置条例の一部を改正する条例の制定について

- 診療科目に外科を加え、また、病院事業の管理を指定管理者ができるように改正しました。

■月形町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

- 本計画の中に特別管理産業廃棄物運搬処分事業およびスクールバス購入事業を追加しました。

■北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

■北海道市町村総合事務組合規約の変更について

■北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

- 複数の加盟団体が解散し、上記3つの組合から脱退したことに伴い、規約を変更しました。

報 告

■繰越明許費繰越計算書について

- 平成30年度一般会計において、プレミアム付商品券事業における経費54万5,000円が令和元年度へ繰

り越されました。

■株式会社月形町振興公社の経営状況について

- 事業および予算、決算内容について報告を行いました。

諮 問

■人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

- 人権擁護委員として次の方を推薦しました。

清水 英俊 月形町52番地94

第25回 参議院議員通常選挙

★投票日 7月21日(日)

★投票時間 7:00～19:00

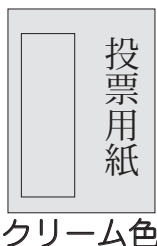
★公示日 7月4日(木)

今回、改選される参議院議員は7月28日(日)で任期満了になります。選挙の執行日は、左記日程となっております。

参議院は、選挙区選挙と比例代表選挙の2つの方法で選挙が行われます。

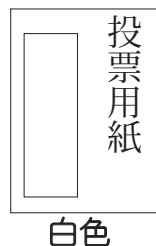
選挙区選挙

選挙区選挙では、「クリーム色の投票用紙」に「候補者名」を書いて投票します。



比例代表選挙

比例代表選挙では、「白色の投票用紙」に「候補者名または政党名」を書いて投票します。各政党ごとの総得票数に応じて議席を比例配分し、候補者ごとの得票数の順に当選者を決めます。



■月形町で投票できる方

- ①令和元年7月21日現在で18歳以上の方(平成13年7月22日以前に生まれた方)
- ②令和元年7月3日現在で、引き続き3カ月以上月形町の住民基本台帳に登録されている方(平成31年4月3日までに転入の届出をした方)

■次のような方は投票できません

- ①選挙人名簿に登録されていても、欠格者(禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者など)、誤登録者など選挙当日選挙権を有していない方
- ②平成31年3月20日以前に転出した方(選挙当日において他市町村へ転出し4カ月経過した方)
- ③他市町村の選挙人名簿に記載されている方(引き続き3カ月以上他市町村の住民基本台帳に記載されている方)

■期日前・不在者投票について

●次のような方は、「期日前投票」ができます

- ・投票日に仕事や冠婚葬祭などの予定がある方
- ・買い物などで、投票日に投票区にいない方

●次のような方は「不在者投票」ができます

- ・指定された病院・施設などに入院、入所している方(その施設などに申し出ると施設内で不在者投票ができます)
- ・月形町以外の住所に長期滞在している方

●郵送する場合または病院などで不在者投票する場合は、早めの手続きをお願いします

■期日前・不在者投票期間

【期間】

7月5日(金)～7月20日(土)

【時間】

8:30～20:00

【場所】

月形町役場1階 選挙管理委員会室(町民サロン側からお入りください)
※入場券が届いている場合は持参してください

問合せ先

月形町選挙管理委員会 ☎ 53・2321 Eメール senkan@town.tsukigata.hokkaido.jp

お詫び

介護保険給付費財政
調整交付金算定誤り

平成29年度介護保険給付費財政調整交付金の算定にあたり、係数を誤って報告し、110万8000円の損失を与えたとともに、町行政への信頼を失わせる結果となりました。心からお詫び申し上げます。

また、今後、町民の皆さまの信頼を回復できるよう、服務規律の遵守を徹底してまいります。

また、町職員の懲戒処分を次のとおり行いました。

○処分内容

戒告 保健福祉課課長補佐

戒告 住民課係長

※このほか、当該業務に携わった職員、出納室長、企画振興課参事を嚴重注意とする処分を行いました

○処分日 令和元年5月30日